



山形県公報

令和元年5月7日(火)
第1号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子ども家庭課) … 1
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) … 2
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) … 同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) … 3
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) … 4
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) … 5

選挙管理委員会関係

告 示

- 政治活動のために寄附を受け又は支出することができないこととなった政治団体……………同
- 参議院山形県選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数……………同

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(村山総合支庁保健企画課) … 同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(最上総合支庁建築課) … 6
- 同……………(庄内総合支庁建築課) … 9
- 一般競争入札の中止……………(会計局) … 13
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(警察本部) … 同
- 審理の開催……………(収用委員会) … 14

告 示

山形県告示第1号

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県医療給付事業補助金交付規程(昭和48年10月県告示第1424号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号ただし書中「なるもの」を「なるもの及び同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えて市町村民税所得割額を計算した場合又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えて市町村民税所得割額を計算した場合に、その額が23万5千円未満となるもの」に改め、同項第3号イただし書中「なるもの」を「なるもの及び同法第2条第1項第30号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあ

るのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えて所得税を計算した場合又は同項第31号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えて所得税を計算した場合に、所得税が課されないこととなるもの」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1第1項の規定は、令和元年7月1日以後に行われた療養に係る経費について適用する。

山形県告示第2号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、村山市西部土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和元年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	高 谷 太	村山市大字大久保乙213番地
同	佐 藤 善 洋	同 大槓1371番地
同	笹 原 勝 美	同 岩野1092番地
同	小 林 加 次 重	同 湯野沢1111番地
同	細 谷 吉 春	同 白鳥3283番地の1
同	門 脇 榮 悦	同 大久保甲133番地の1
同	海 老 名 俊 美	同 湯野沢1015番地
同	高 橋 貢 一	同 大槓160番地
同	太 田 一 男	同 稲下175番地
同	青 柳 剛	同 白鳥1164番地
監 事	鈴 木 幸 和	同 湯野沢167番地
同	笹 原 茂 規	同 稲下1185番地
同	笹 原 義 一	同 長善寺578番地

山形県告示第3号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、村山市西部土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和元年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	門 脇 榮 悦	村山市大字大久保甲133番地の1
監 事	笹 原 義 一	同 長善寺578番地
理 事	高 谷 太	同 大久保乙213番地
同	笹 原 勝 美	同 岩野1092番地
同	太 田 一 男	同 稲下175番地
監 事	鈴 木 幸 和	同 湯野沢167番地
理 事	海 老 名 俊 美	同 1015番地
同	大 沼 秀 輝	同 白鳥1571番地
同	青 柳 剛	同 1164番地
同	佐 藤 善 洋	同 大槓1371番地
監 事	齋 藤 與 一	同 樽石468番地
理 事	永 澤 伸 一	同 大槓1279番地
同	小 林 加 次 重	同 湯野沢1111番地

山形県告示第4号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、泉田川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和元年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	今 田 喜 代 美	新庄市十日町4428番の2号地
同	山 科 健	同 大字萩野字赤坂246番地
同	齋 藤 直 哉	同 776番地
同	奥 山 剛	同 泉田字泉田445番地
同	鶴 卷 浩 美	同 昭和601番地
同	阿 部 鉄 男	同 萩野字塩野323番地

同	青柳栄一	最上郡金山町大字下野明677番地
同	岸伊和男	東京都杉並区久我山4丁目23番7号
同	松澤道明	最上郡真室川町大字平岡1566番地
監事	星川洋一	新庄市大字萩野214番地
同	石川正志	同 字塩野285番地
同	伊藤喜美雄	最上郡金山町大字上台120番地
同	山尾順紀	新庄市五日町5914番地

山形県告示第5号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、泉田川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和元年5月7日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	小倉久一	新庄市十日町3971番地
同	山科健	同 大字萩野字赤坂246番地
同	齋藤直哉	同 776番地
同	鶴巻浩美	同 昭和601番地
同	阿部鉄男	同 萩野字塩野323番地
同	丹政宏	同 泉田字泉田85番地
同	青柳栄一	最上郡金山町大字下野明677番地
同	阿部清	同 232番地
同	松澤道明	最上郡真室川町大字平岡1566番地
監事	畠腹常勝	新庄市大字萩野29番地
同	菅原猛	同 字塩野304番地
同	正野博美	最上郡金山町大字上台99番地
同	山尾順紀	新庄市五日町5914番地

山形県告示第6号

次の開発行為は、完了した。

令和元年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成30年3月29日 指令村総建第275号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西村山郡大江町大字藤田字西原750-1、750-3、750-4、750-5、750-6、750-7
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西村山郡大江町大字左沢882-1 大江町

選挙管理委員会関係**告 示****山形県選挙管理委員会告示第1号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成31年4月2日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け又は支出することができない団体となった。

令和元年5月7日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
幸 栄 会	長谷川 幸 司	高 橋 雅 宣	山形市江俣3-18-13

山形県選挙管理委員会告示第2号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月自治省告示第165号）第2条第7項の規定により近く執行予定の参議院山形県選出議員選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、次のとおり定めた。

令和元年5月7日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

テレビジョン放送		ラジオ放送	
山形放送株式会社	1回	山形放送株式会社	1回
株式会社テレビユー山形	1回		
株式会社山形テレビ	1回		

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量
電力の供給 契約電力340キロワット（予定数量）使用電力量652,493キロワットアワー（予定数量）
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県村山総合支庁保健企画課総務係 山形市十日町一丁目6番6号 電話番号023(627)1241
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成31年3月15日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社やまがた新電力 山形市平清水一丁目1番75号
- 5 随意契約に係る契約金額
（契約電力に対する単価）

期 間	基本料金単価（1kwにつき）
平成31年4月1日から令和元年9月30日まで	1,598.18円
令和元年10月1日から令和4年3月31日まで	1,627.77円

（使用電力量に対する単価）

期 間		電力量料金単価（1kwhにつき）
平成31年4月1日から令和元年9月30日まで	夏季	16.51円
	その他季	15.34円
令和元年10月1日から令和4年3月31日まで	夏季	16.81円
	その他季	15.62円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和元年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					敷金	摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者			収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営若葉東アパ ート2号棟	新庄市金沢1281 -4	3DK	63.5	1	一般用	15,900	18,400	21,000	23,700	27,100	31,300	円	3月分 の家賃 に相当 する額

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和元年6月3日から同月7日までの午前9時30分から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、令和元年6月7日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
新庄市金沢字大道上2034
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産最上事務所

5 入居の時期 令和元年8月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和元年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営東部アパ ート1号	鶴岡市朝陽町6 -25	3DK	55.7	1	一般用	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同 茅原アパ ート1号	同 茅原字草 見鶴16-1	同	63.5	4	同	17,000	19,600	22,400	25,300	28,900	33,300	同	同
同 2号	同	4DK	71.5	1	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100	同	同
同 3号	同	3DK	61.0	1	同	17,000	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500	同	同
同	同	同	64.2	1	同	17,900	20,700	23,700	26,700	30,500	35,300	同	同
同 末広アパ ート2号	同 末広町23 -62	2LDK	69.3	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	同	同
同 3号	同 23 -60	同	69.3	2	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	同	同
同 川南アパ ート1号	同 酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	51.2	4	同	15,400	17,800	20,400	23,000	26,200	30,300	同	同
同 2号	同 1-2	同	51.2	1	同	15,500	17,900	20,500	23,200	26,500	30,600	同	同
同 川南住宅3 号	同 1-3	同	54.6	5	同	16,400	18,900	21,600	24,400	27,900	32,200	同	同
同 かがね住宅 一ト1号	同 かがね町 一丁目21-1	同	63.5	1	特定目的用 (身障者用)	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	同	同
同 かがねアパ ート1号	同	3DK	63.5	1	一般用	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	同	同
同 2号	同 21-11	同	58.4	1	同	16,300	18,800	21,600	24,300	27,800	32,100	同	同
同 3号	同 21-14	同	61.0	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,000	同	同

同	同	同	69.5	1	同	19,700	22,800	26,100	29,400	33,600	38,800	同
同 鳥海アパー ト1号	同 富士見町 三丁目2-118	同	69.2	1	同	23,000	26,500	30,300	34,200	39,100	45,100	同
同 2号	同	同	69.2	6	同	23,200	26,800	30,700	34,600	39,600	45,700	同
同 遊佐アパー ト	鮎海郡遊佐町遊 佐字田子10-2	同	59.3	1	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,800	同

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、申込順に選考する。
- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から申込順に選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和元年5月7日から令和2年3月31日までの午前10時から午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く。郵送の場合は、令和2年3月31日の午後5時まで(2)の提出先に到着したものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 入居申込から概ね2箇月後

平成31年4月2日付け県公報第3033号で公告したX線光電子分光分析装置の調達に係る一般競争入札については、中止する。

令和元年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

電力の供給 契約電力376キロワット、使用電力量798,495キロワットアワー

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県警察本部交通部運転免許課 天童市大字高掬1300 電話番号023(655)2150

3 随意契約の相手方を決定した日 平成31年3月26日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

株式会社やまがた新電力 山形市平清水一丁目1番75号

5 随意契約に係る契約金額

（契約電力に対する単価）

期 間	基本料金単価（1kwにつき）
平成31年4月～令和元年9月分	1,598.18円
令和元年10月～令和2年3月分	1,627.77円
令和2年度分及び令和3年度分	1,627.77円

（使用電力量に対する単価）

期 間		電力量料金単価（1kwhにつき）
平成31年4月～令和元年9月分	夏季	16.51円
	その他季	15.34円
令和元年10月～令和2年3月分	その他季	15.62円
令和2年度分及び令和3年度分	夏季	16.81円
	その他季	15.62円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

平成31年2月20日に収用の裁決手続の開始を決定した一般国道287号改築工事(米沢北バイパス・山形県米沢市窪田町東江股字寺田地内から同市六郷町西江股字井戸尻地内まで)及びこれに伴う一級河川付替工事並びに用排水路付替工事に係る収用裁決事件の審理の開催は、次のとおりとする。

令和元年5月7日

山形県収用委員会
会長 半田 稔

1 審理の日時

令和元年5月21日(火)午後2時30分から

2 審理の場所

山形市松波四丁目1番15号 山形県自治会館 401会議室

3 審理事項

一般国道287号改築工事(米沢北バイパス・山形県米沢市窪田町東江股字寺田地内から同市六郷町西江股字井戸尻地内まで)及びこれに伴う一級河川付替工事並びに用排水路付替工事に係る収用裁決事件